

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニ並びに第五百五十三条第一項第七号ト及びりに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該情報を受領し、又は提供する登録金融機関又は親法人等若しくは子法人等の商号又は名称</p> <p>(2) 業務執行の方法</p> <p>(3) 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定</p>	<p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニ並びに第五百五十三条第一項第七号ト及びりに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに同条第三項に規定する内部管理に関する業務に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該情報を受領し、又は提供する登録金融機関又は親法人等若しくは子法人等の商号又は名称</p> <p>(2) 業務執行の方法</p> <p>(3) 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定</p>

めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第百五十三条第三項に規定する内部の管理及び運営に関する業務に次に掲げる事項

イ 当該情報を受領し、又は提供する委託金融商品取引業者の商号又は名称

ロ 業務執行の方法

ハ 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置

十二 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する

めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 第二百二十三条第一項第十八号ホ及び第二十四号ニに規定する場合において情報を受領し、又は提供するときは、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第百五十三条第三項に規定する内部管理に関する業務に次に掲げる事項

イ 当該情報を受領し、又は提供する委託金融商品取引業者の商号又は名称

ロ 業務執行の方法

ハ 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置

十二 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇十七 (略)

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報(次に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客の財産に関する

る公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ニ（略）

ホ 委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合（第五十三条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場
合においては、委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等である場
合に限る。）であつて、当該委託金融商品取引業者が内部の管
理及び運営に関する業務等（電子情報処理組織の保守及び管理
に関する業務並びに第五十三条第三項に規定する内部の管理
及び運営に関する業務をいう。以下ホ及び第二十四号ニにおい
て同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録
金融機関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該
登録金融機関において内部の管理及び運営に関する業務等を行
う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられてい
る場合であつて、当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機
関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるとき

る公表されていない情報その他の特別な情報（当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ〜ニ（略）

ホ 委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が委託を行う登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該委託金融商品取引業者が内部管理に関する業務等（電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務並びに第五十三条第三項に規定する内部管理
に関する業務をいう。以下ホ及び第二十四号ニにおいて同じ。
）の全部又は一部を行うために必要な情報を当該登録金融機
関に提供する場合（当該委託金融商品取引業者及び当該登録金融
機関において内部管理に関する業務等を行う部門から当該情報
が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当
該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の金融商品仲介業
務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行う
べき社員を含む。）及び使用人以外の者に当該情報を提供する
場合に限る。）における当該情報

は、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者に当該情報を提供する場合に限る。）における当該情報

十九（二十三）（略）

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ（ハ）（略）

二 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合（第五十三条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等である場合に限る。）であつて、当該登録金融機関が内部の管理及び運営に関する業務等の全部又は一部を行うために必要な情報を当該委託金融商品取引業者に提供する場合（当該登録金融機関及び当該委託金融商品取引業者において内部の管理及び運営に関する

十九（二十三）（略）

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ（ハ）（略）

二 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合であつて、当該登録金融機関が内部管理に関する業務等の全部又は一部を行うために必要な情報を当該委託金融商品取引業者に提供する場合（当該登録金融機関及び当該委託金融商品取引業者において内部管理に関する業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者が当該委託金融商品取引業者に当該情報を提供する場合に

業務等を行う部門から当該情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合であつて、当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び使用人以外の者が当該委託金融商品取引業者に当該情報を提供する場合には限る。）における当該情報

二十五～二十九（略）

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号の規定の適用については、次に定めるところによる。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（以下この項において「特別情報」という。）を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

一 顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法

限る。）における当該情報

二十五～二十九（略）

2 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二十四号の規定については、登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この項において同じ。）に対して当該顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この項において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供について当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。ただし、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は使用人が当該情報を委託金融商品取引業者に提供し、又は委託金融商品取引業者から受領する場合は、この限りでない。

（新設）

令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な情報を当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

二 登録金融機関又は委託金融商品取引業者が顧客（法人に限る。以下この号において同じ。）に對して当該顧客の特別情報の委託金融商品取引業者又は登録金融機関への提供（以下この号において「特別情報の提供」という。）の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該顧客が当該停止を求めるまでは、当該特別情報の提供に對して当該顧客の書面による同意を得ているものとみなす。

3～6 (略)

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が關与する行為の制限）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

(新設)

3～6 (略)

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が關与する行為の制限）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。）

ロ 〰 千 （略）

リ 内部の管理及び運営に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領（第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領する場合においては、当該金融商品取引業者の子法人等からの受領に限る。）し、又はその特定関係者に提供（同号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合には、当該金融商品取引

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

ロ 〰 千 （略）

リ 内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領し、又はその特定関係者に提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

業者の親法人等への提供に限る。)する場合(当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する特定関係者において内部の管理及び運営に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。)

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること(前号イの規定により当該顧客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。)

九 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親法人等又は子法人等から取得した発行者等に関する非公開情報(第七号ト及びリの場合に取得したものに限る。)を電子情報処理組織の保守及び管理並びに内部の管理及び運営に関する業務を行うため以外の目的で利用すること。

十 十四 (略)

2 (略)

3 第一項第七号リ及び第九号の「内部の管理及び運営に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 六 (略)

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

九 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が、その親法人等又は子法人等から取得した発行者等に関する非公開情報(第七号ト及びリの場合に取得したものに限る。)を電子情報処理組織の保守及び管理並びに内部の管理に関する業務を行うため以外の目的で利用すること。

十 十四 (略)

2 (略)

3 第一項第七号リ及び第九号の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 六 (略)

七 子法人等の経営管理に関する業務（前各号に掲げるものを除く。）

八 有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務

4
(略)

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二十三条第三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十

(新設)

(新設)

4
(略)

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二十三条第三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十

六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。））。

六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））、農業協同組合法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））及び水産業協同組合法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。））を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。））。

イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合（発行者等が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。）

ロ 〰チ （略）

リ 内部の管理及び運営に關する業務（前条第三項に規定する内部の管理及び運営に關する業務をいう。以下りにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を特定関係者（当該登録金融機関が有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における当該金融商品取引業者及び当該金融商品取引業者についての同条第四項各号に掲げる者であつて、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等である者（同条第三項第七号に掲げる業務の全部又は一部を行うために必要な情報を提供する場合においては、当該登録金

イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

ロ 〰チ （略）

リ 内部管理に關する業務（前条第三項に規定する内部管理に關する業務をいう。以下りにおいて同じ。）の全部又は一部を行うために必要な情報を特定関係者（当該登録金融機関が有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合における当該金融商品取引業者及び当該金融商品取引業者についての前条第四項各号に掲げる者であつて、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等である者をいう。以下りにおいて同じ。）に提供する場合（当該情報を当該役員又は使用人から受領する特定関係者において内部管理に關する業

融機関の親法人等である者に限る。)をいう。以下りにおいて
同じ。)に提供する場合(当該情報を当該役員又は使用人から
受領する特定関係者において内部の管理及び運営に関する業務
を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じら
れている場合に限る。)

又 (略)

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用
人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧
客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の
書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融
商品取引契約の締結を勧誘すること(前号イの規定により当該顧
客の書面による同意を得たものとみなされる場合を除く。)

六〇八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項(法第三十四条の四第六項において

務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じ
られている場合に限る。)

又 (略)

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用
人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧
客に関する非公開情報(当該親法人等又は子法人等が当該顧客の
書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して金融
商品取引契約の締結を勧誘すること。

六〇八 (略)

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項(法第三十四条の四第六項において

準用する場合を含む。）

ロ 法第四十三条の四第一項

ハ 第一百五十三条第一項第七号イ（同号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録）

三〇十七（略）

2（略）

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十一（略）

十二 金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合（当該顧客が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含

準用する場合を含む。）

ロ 法第四十三条の四第一項

ハ 第一百五十三条第一項第七号イ

三〇十七（略）

2（略）

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十一（略）

十二 金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であって、第百

む。)であつて、かつ、当該顧客が所在する国の法令上この号に規定する行為(情報の受領又は提供に限る。)に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に關し当該顧客が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められるときは、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。以下この号において同じ。)親法人等若しくは子法人等が所屬金融商品取引業者等である場合であつて、第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所屬金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報(当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。)を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)を勧誘する行為

2
・
3
(略)
十三(二十七)(略)

第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所屬金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。)又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報(当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。)を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)を勧誘する行為

2
・
3
(略)
十三(二十七)(略)